



診断書強要行政訴訟控訴審勝利！ シリーズ①

基本協約で団交事項を制限しても 義務的団交に応じなければならぬ

国（中労委）が控訴していた診断書強要行政訴訟控訴審が10月8日、棄却されました。「労働組合の申し入れに対しては団交を開催し労使協議しなければならない」（義務的団交）という私たちの主張が、東京高裁（相澤眞木裁判長）でも認められました。これから、今控訴審の判決の要旨について、シリーズで報告します。

基本協約第250条を盾に義務的団交は制限できない！

判決は、「当裁判所の判断」の冒頭で「当裁判所も、参加人（JR東海）が本件団交申入れ各団交申入れに応じなかつたことについて、労組法7条2号に言う『正当な理由』はなく、これらの団交拒否は不当労働行為に当たるものと認めるのが相当」と、言い切っています。

会社は、これまでJR東海労の申し入れに対して、「付議事項に当たらない」として、基本協約第250条を盾に団交開催を拒んでいました。しかし、今回の判決により正当な理由がない限り組合が要求した団交開催に応じなければならぬことになったのです。

そして、何より基本協約第250条に定める「団体交渉事項」の6項目について、これまで

基本協約（団体交渉事項）

第250条 団体交渉は次の各号に定める事項について行う。

- 賃金、賞与及び退職手当の基準に関する事項
- 労働時間、休憩時間、休日及び休暇の基準に関する事項
- 転勤、転職、出向、昇職、降職、昇格、退職、解雇、休職及び懲戒の基準に関する事項
- 労働に関する安全、衛生及び災害補償の基準に関する事項
- その他労働条件の改訂に関する事項
- この協約の改訂に関する事項

でJR東海労が協約改訂交渉での改訂要求に沿った議論をしなければなりません。

義務的団交とは

組合員である労働者の労働条件その他の待遇や当該団体的労使関係の運営に関する事項